

鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成18年鹿屋市規則第48号）の一部を次のように改正する。

別表第7の54の項から57の項までを次のように改める。

54	21	37	38	46	43	30
55	22	38	39	47	44	30
56	22	38	40	48	44	30
57	23	39	41	49	45	31

別表第7の58の項中「25」を「23」に、「41」を「39」に改め、同表59の項中「25」を「24」に、「42」を「40」に改め、同表60の項中「26」を「24」に、「42」を「40」に改め、同表61の項中「26」を「25」に、「43」を「41」に改め、同表62の項中「26」を「25」に、「43」を「42」に改め、同表63の項中「27」を「26」に、「44」を「43」に改め、同表64の項中「27」を「26」に改め、同表66の項中「28」を「27」に改め、同表68の項から70の項までの規定中「32」を「31」に改め、同表71の項中「30」を「29」に、「32」を「31」に改め、同表72の項中「32」を「31」に改め、同表73の項及び74の項中「31」を「30」に、「32」を「31」に改め、同表75の項及び76の項中「32」を「31」に改め、同表77の項を次のように改める。

77	31	49	50	68	51	31
----	----	----	----	----	----	----

別表第7の78の項中「33」を「32」に改め、同表79の項及び80の項中「34」を「32」に改め、同表81の項及び82の項を次のように改める。

81	33	50	51	69	51	32
82	33	50	52	69	51	32

別表第7の83の項中「36」を「33」に、「34」を「32」に改め、同表84の項中「36」を「34」に、「34」を「32」に改め、同表85の項中「37」を「34」に、「52」を「51」に、「35」を「33」に改め、同表86の項中「37」を「34」に、「52」を「51」に改め、同表87の項中「38」を「35」に、「52」を「51」に改め、同表88の項中「38」を「35」に改め、同表89の項中「39」を「35」に、「53」を「52」に改め、同表90の項中「39」を「36」に、「53」を「52」に改め、同表91の項及び92の項中「40」

を「36」に、「53」を「52」に改め、同表93の項中「41」を「37」に改め、同表94の項から97の項までの規定中「54」を「53」に改め、同表の98項中「56」を「55」に改め、同表99の項中「55」を「54」に、「56」を「55」に改め、同表100の項から102の項までの規定中「55」を「54」に改め、同表103の項中「57」を「56」に改め、同表104の項から106の項までの規定中「56」を「55」に、「57」を「56」に改め、同表107の項中「56」を「55」に改め、同表108の項及び109の項中「58」を「57」に改め、同表110の項から112の項までの規定中「57」を「56」に、「58」を「57」に改め、同表113の項中「57」を「56」に、「59」を「57」に改め、同表114の項及び115の項中「57」を「56」に改め、同表116の項中「58」を「56」に改め、同表117の項から121の項までの規定中「58」を「57」に改め、同表122の項から125の項までの規定中「59」を「57」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、令和5年4月1日から適用する。